

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模企業者の資金繰りを支援します

## —緊急経済対策特別支援資金の要件緩和と融資利率引き下げ—

### 1 融資の対象

県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当する方

- ① 為替変動、海外製品との競合、輸出関連企業との取引減少等(新型コロナウイルス感染症の影響を含む。)により、最近1か月間の売上高が過去3年間のいずれかの同期の売上高と比較して3パーセント以上減少している方
- ② セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証を利用される方 など

### 2 融資の条件 すべての融資に保証協会の保証を必要とします。

資金用途	運転資金	借換資金
融資限度	企業:5千万円 組合:1億円	企業:8千万円 組合:1.6億円
融資期間	7年以内(据置1年以内)	10年以内(据置1年以内)
融資利率	<b>融資対象①② 年1.50%</b> (当面の間、融資対象①を年1.65%から引き下げ)	
保証料率	融資対象① 年0.35%~1.72%(割引有) 融資対象② 4号:年0.80%、5号:年0.70%、危機関連保証:年0.80%	

### 3 添付書類 詳しくは金融機関と信用保証協会の窓口にお問い合わせください。

- 1 融資対象①は、売上高等が確認できる書類
- 2 融資対象②は、市町長の認定書

### 4 融資申込窓口 金融機関と信用保証協会が取り扱い窓口となっています。

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、愛媛県信用保証協会

#### セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)と別枠(最大2.8億円)の保証の対象とする資金繰り支援制度。

##### ○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域を国が指定します。⇒ 47都道府県を指定済(R2.3.2)  
※売上高が前年同月比▲20%以上等の場合に適用

##### ○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種を国が指定します。⇒ 旅館・ホテルなどの業種を順次追加指定  
※売上高が前年同月比▲5%以上等の場合に適用

#### 危機関連保証とは？

経済危機時に、全国・全業種を対象として、一般保証枠及びセーフティネット保証枠とは別枠(最大2.8億円)の保証の対象とする資金繰り支援制度。⇒ 発動済(指定期間:~R3.6.30)  
※売上高が前年同月比▲15%以上等の場合に適用

詳細については中小企業庁のHPをご覧ください。

[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)

#### 【問い合わせ先】

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課金融係  
TEL:089-912-2481 FAX:089-912-2479

愛媛県信用保証協会業務統括部企業支援課  
TEL:089-931-2114 FAX:089-931-1026